

2012年4月18日

近畿税理士会
会長 宮田義見 殿

近畿税理士会神戸支部
支部長 安原武志
東日本大震災支援対策室
室長 大原利弘

災害税務に関する提言書

【提言の趣旨】

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」で被災された方々にお見舞い申し上げます。

政府はいち早く、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(4月27日施行)及び、「震災特例法の一部を改正する法律」(12月14日施行)を制定しました。また、被災地の東北税理士会は、10月に「災害に係る所得税等の質疑応答集」を発刊し、配布しました。

1995年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」の被災地支部である近畿税理士会神戸支部は、「全ての被災者がその生活を回復しない限り、震災は終わっていない」と認識し、活動していくことが責務であると考えております。

そこで、このたびの「東日本大震災」における震災税務について、阪神・淡路大震災時に生じた税務現場での混乱等の問題点を中心に検証を行ったところ、改善されている点も多々見られ、各行政機関及び東北税理士会のご尽力には敬服いたしました。

しかしながら、「全ての被災者に寄り添っていく」という目線で改めて検討した結果、更に改善を必要とするもの、又は、新たな制度を制定するべきものもあり、下記のとおり提言いたします。

所得税関係

1. 青色申告者以外にも「繰戻し還付請求」を認め、その対象期間を5年とするべきである。

【理由】

災害時には、青色申告者の「純損失の繰戻し還付」制度と同様に、白色申告者(不動

産・事業・山林所得)にも、「繰戻し還付請求」を可能にするべきである。

今回の災害では、廃業等により今後の所得が見込めない人も多く、税務上救済されない事態が考えられるため、「繰戻し還付請求」の期間も「純損失の繰越控除」の期間と同様に5年とするのが望ましい。

2. 雑損失の「繰戻し還付請求」を新設し、その対象期間を5年とするべきである。

【理由】

震災後所得が激減し、雑損失の繰越控除だけでは救済できない場合も多く、雑損失の「繰戻し還付請求」を可能にするべきと考える。

3. 事業を承継した相続人に「繰越控除」を認めるべきである。

【理由】

申告を必要とする納税者が、災害により死亡した場合、純損失も多額で、その準確定申告だけでは控除しきれないときは、その事業を承継した相続人に「繰越控除」を認める方法によりこの損失額を補てんする措置が必要と考える。

4. 住宅損失額の合理的な計算方法(以下、「合理的計算」)に使用する別表1「地域別・構造別の工事費用表」(以下、「別表1」)の内容を建築時期・構造別の時価額簡易表とし、納税者にとってより簡易な計算方法にするべきである。

【理由】

今回の「合理的計算」は、「別表1」で地域別・構造別の工事費用に総床面積を乗じた金額より、その取得から損失を生じた時までの期間の減価償却費合計額を差し引いた金額をもとに損失額を計算している。

「阪神・淡路大震災」における簡易計算では、建築時期・構造別に「住宅の時価額簡易表」が提示されており、その時価額に延床面積数を乗じた金額をもとに損失(害)額を計算した。

納税者にとって減価償却の計算方法は極めて難解であり、また、平成22年度版単一の工事費用表をもとに計算することは合理性に欠ける。

よって、阪神・淡路大震災と同様、建築時期・構造別に「住宅の時価額簡易表」を提示し、より簡易な計算方法にするべきである。

5．高層マンションの損失額計算について、建物の被害割合と家財の被害割合を分離すべきである。

【理由】

損失額の計算実務では、「り災証明書」の「り災程度」を基に被害割合を適用するのが原則であるが、高層マンションの場合、家財の被害割合は階層によって大きく異なるため、「り災証明書」の「り災程度」とは別に損失額を計算できる制度を新たに設けるべきである。

6．「合理的計算」による損失額を上回る修繕費が判明した場合に、更正の請求を認めるべきである。

【理由】

「合理的計算」は、時価損失額の算定ができない場合に適用できるから、後で実際の時価損失額が明らかになった場合は、所得税法本則に従い更正の請求によって、当初の時価損失額の修正による所得税の減額ができるようにするべきである。

7．業務的規模の非住宅についても「合理的計算」を認めるべきである。

【理由】

住宅にのみ「合理的計算」が認められているが、「別表1」の内容を更に店舗、倉庫、工場、事務所等に細かく区分し、その適用範囲を住宅以外にも認めるべきである。

8．「災害関連支出」の基準となる「災害のやんだ日」について納税者の実状を踏まえた宥恕規定を設け、所得税の申告・納期限の延長について弾力的な運用を要望する。

【理由】

「災害のやんだ日」の解釈をめぐる、種々の議論があり、法文上も運用の実態に合うように改正するべきである。

今回のような大規模災害の場合、「災害関連支出」は長期化することが予想され、納税者間の不公平・不合理を招くので、「災害のやんだ日」は一定の基準を設けて全てが復旧

する日まで認めるべきである。

所得税の申告・納期限は、個別で最長3年の延長が認められているが、それ以外にも弾力的に延長を認めるべきである。

9．雑損控除の対象家財は、納税者個々の実態にあわせ柔軟に対応するべきである。

【理由】

家財の30万円基準は、その時々を反映しておらず、生活に通常必要な資産は、被災者によって異なるものである。

したがって、この基準は硬直的に適用するべきではなく、納税者個々の実態に合わせた柔軟な対応がなされるべきである。

特に、東北地域における車両は生活必需品ともいえる状況からも、台数・車種・排気量等に関係なく生活に通常必要な資産として認められるべきである。

10．雑損控除の順序は所得控除の最後にするべきである。

【理由】

担税力の弱体化した納税者救済の観点から、雑損控除の順序は所得控除の最後にするべきである。

11．雑損控除の適用を見積り金額で認めるべきである。

【理由】

被災地域においては、被災後の収入減少により原状回復に時間を要する 경우가多く、早期の税務上の救済を望む被災者の現状を考慮し、原状回復のための修繕費用について見積り段階で雑損控除を適用するべきである。

その後、実額が確定次第、修正申告又は更正の請求をするべきである。

12．行政上の不作為による還付留保は、速やかに還付するべきである。

【理由】

阪神・淡路大震災時に、一部損壊の「り災証明書」を添付して簡易計算による雑損控除の申告をしたが、マンションの一部損壊に関する雑損控除の損失額の計算が認められず、実額で行うよう税務署より指導があり、還付留保されるケースが多くあった。

国税通則法第 16 条の規定によれば、申告の手続きが「法律の規定に従っている」限りは、還付の手続きをする義務があると考えられる。

したがって、申告の手続きが法律の規定に従っている限り、速やかに還付手続きをするべきである。

13. 震災で帳簿等が紛失した場合の申告に宥恕規定を設けるべきである。

【理由】

津波等により帳簿書類が流出し、所得金額が大幅に減少する等所得金額の算出が難しい場合には、前年分及び前々年分の所得金額を参考にして、みなし所得で申告できる規定を設けるべきである。

今後、このような大規模災害を想定して、所得税法第 148 条(青色申告者の帳簿書類)、同法 231 条の 2(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)、災害減免法等に新たに宥恕規定を設けるべきである。

また、納税者が災害等で身分を証明するもの及び印鑑を紛失している場合には、前年分等の申告書等の閲覧時、申告書の交付、納税証明書の交付(発行)等において、税理士が税理士証票のみで対応できる等の簡素化が望まれる。

14. 源泉所得税の徴収猶予手続きの簡素化を図るべきである。

【理由】

申請手続きは、給与の支払者ではなく被災者本人が、所轄税務署長に対して申請しなければならない上に、手続きが複雑なため申請者は極めて少ないと思われる。

手続きを簡素化するとともに、給与の支払者が申請できるようにするべきである。

譲渡・買換関係

15. 「合理的計算」により雑損控除の適用を受けた業務的規模及び居住用資産の譲渡原価計算において、取得費の付替えをする必要がないことを明確にするべきである。

【理由】

雑損控除の適用により、将来（相続による取得価額の引き継ぎを含む。）当該被災不動産を譲渡する際に、取得費の付替え計算（取得価額の減額）が必要となり、譲渡所得が増加する。結果的には、被災者救済の目的が達成できないことになる。

このような譲渡事案の発生を雑損控除適用時には予測できない上、雑損控除を受けたという事実を永続的に管理することは実務上困難である。

よって、譲渡所得の取得費の付替え計算はするべきでない。

住民税関係

- 16．住民税の雑損控除と災害減免の手続きがより簡便にできるように、国税と地方税とで統一に対応するなどの工夫をするべきである。

【理由】

所得税法における雑損控除と災害減免法の選択、地方税法における雑損控除と条例による災害減免の選択についての判断は納税者にとって非常に複雑であり、以下の問題点があるためより簡易で理解しやすい申告方法にするべきである。

雑損控除と災害減免の組み合わせによっては、住民税の損得が生じる。

所得税と住民税で異なる取扱いをする場合には、確定申告書の提出前に住民税の申告書を提出しなければならないが、通常あまり取り扱わない事例なので専門家や行政側も不知の場合がある。

住民税の災害減免については、各市町村の条例で規定されており、また、各市町村長による職権減免も可能であり、各自治体で統一されていない。

- 17．税務署は処理留保申告書についても、速やかに住民税のためのデータを所轄自治体へ送るべきである。

【理由】

雑損控除などを適用した確定申告書を提出したが、税務署でその処理が留保されている等の理由で市町村側に当該申告書のデータが届いていない場合、給与所得者については支払報告書で判明している所得を基に住民税が課税されるため。

相続・贈与税関係

18. 被害発生日以前1年以内に申告期限が到来した者が、東日本大震災で相続継承財産に被害を受けた場合、被害を受けた部分の一定割合相当の免除規定による救済措置を講ずるべきである。

【理由】

申告期限後に被害を受けた場合、被害のあった日以後に納付すべき相続税額（延納中、延納又は物納の許可前で徴収猶予中、農地の特例）のうち、被害を受けた部分の価額割合を乗じた金額が免除されるが、例えば、3月10日が申告期限で相続税完納した場合、同じように被害を受けたとしても一切免除されないのは明らかに不公平である。

完納後であっても相続継承財産のうち、被害割合に応じた相続税額を更正の請求をすることにより免除し還付するべきである。

19. 同時死亡が推定適用される場合であっても、異時死亡であったならば受けられたであろう各控除（基礎控除や保険金の非課税枠など）を、同時死亡により相続人となった者が受けられる制度に改めるべきである。

【理由】

異時相続であれば配偶者の税額軽減や相次相続控除の適用が受けられた場合であっても、同時死亡の推定適用により増税額に差異が生じる結果となる。この不公平な取り扱いを排除するためには、例えば、高齢者から順次死亡したものとみなす年齢基準、資産を多く保有していた者から順次死亡したものとみなす資産基準、その他の合理的な基準の中から選択適用する制度を設ければ、同時死亡の推定適用による不利益を排除することができる。

20. 災害により貸家が消滅して更地になった場合に、相続税における土地の評価において一定期間貸家が存ずるとして、貸家建付地の評価減を適用するべきである。

【理由】

津波等により貸家が消滅し更地になった場合の土地は、相続開始時の現況＝更地（自用地）として貸家建付地でないとするのが現状の評価方法である。

他方、罹災都市借地臨時処理法（昭和26年施行）は、借家人に優先借地権を認めている観点から、相続財産評価に関しても、家主に貸家の建築意思がなく、かつ、借家人も

当該土地に継続居住の意思のない場合を除き、当然に借家契約があるものとみなして貸家建付地評価とすべきである。

また、貸宅地（底地）と借地権の関係においても、当事者間に借地契約の継続の意思あるときは土地所有者の相続人について貸宅地評価とすべきである。

《消費税関係》

21．被災の現状復旧費相当額に対応する消費税相当額を還付または給付する制度を新たに設けるべきである。

【理由】

消費税の根拠としては、「消費するという行動について担税力がある」といわれているが、今回のような大規模災害における現状復旧費は「やむを得ず消費する」ものであり、被災者の担税力の視点から、現状復旧費相当額に応じた消費税相当額を還付または給付する新たな制度を設ける必要がある。

その他

22．納税証明書の備考欄に、各種所得金額を記載することを制度化すべきである。

【理由】

税務署が発行する納税証明書の所得の額は、雑損失の繰越額を控除した金額で証明される。一方金融機関では、税務署の証明書により審査するのが事務上の取扱いとなっている。

納税証明書の所得金額が無い場合には、備考欄に事業所得等各種所得金額を記載することを制度化すべきである。

（近畿税理士会神戸支部東日本大震災支援対策室構成員：池田篤史、大野秀朋、大原利弘、小河末廣、尋田周一、田路正人、橋本恭典、藤木義明、藤原麻子）